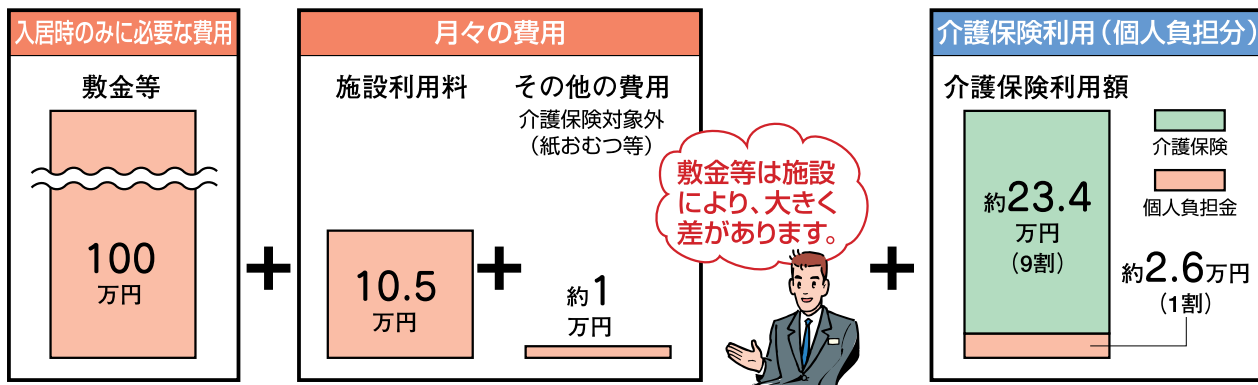


ケアハウス（経費老人ホーム）の費用

入居の際に必要な費用は、「**入居時のみに必要な費用** + **月々の費用**（施設利用料・その他の費用）、+ **介護保険利用個人負担額**」で構成されています。下記に「ケアハウス「経費老人ホーム」（要介護3の場合）」を例に、費用についてのご説明をいたします。※「**特定施設**」を認可を受けた施設では、**特養**のようなサービスが受けられます。

■入居に必要な費用 例：ケアハウス「経費老人ホーム」（要介護3の場合）



□月々にかかる費用=10.5万円+1万円+2.6万円=約14.1万円 ※介護保険利用額=約26万円として計算しています。

●入居時のみに必要な費用

敷金・前払い家賃等が必要となります。(施設により異なります)

○敷金

一般的な賃貸マンションやアパートと同様に、入居時に敷金が必要となります。

○前払い家賃

家賃の一部を前払いすることで、月々の支払額を低く抑えるものです。退去時に残額があった場合には返金されます。

●施設利用料の内訳

家賃、管理費、水道光熱費に加え、その他の雑費、必要に応じ介護費など。賃料や管理費は、施設の設備やサービスの充実度によって大きく異なります。

賃料	家賃相当額 ※敷金などの入居時の費用を賃料に充ている施設もあります
管理・運営費	職員人件費、安否確認、生活相談など
共益費	水・光熱費及び施設の維持管理費など
食費	食材費、調理費、外部委託費など

●その他の費用

おむつなどの介護用品・日用消耗品代や居室清掃などの施設の独自サービスを追加利用すると、別途料金がかかります。

その他、医療費などの介護保険でまかなえない分に関しては全額自己負担となります。

病院への付き添いを行なっている施設では、時間あたりのサービス費として独自に算出している場合もあります。月額利用料は毎月のことになるので、その他にかかる細かな費用に関しても、入居前にしっかり確認しておくことが必要です。

■追加サービス利用費用

施設提供サービス	健康管理、病院への付き添いなど
介護サービスを利用した場合	特定施設入居者生活介護に指定された施設の介護保険料は一日あたり定額で決まっています。それに対し、指定を受けていない施設は、利用した介護サービスの分だけ加算されます。